出題趣旨・採点基準（民事訴訟法）配点50点

小問１は、第一審事件の土地管轄と事物管轄についての基礎的な知識を問う問題である。土地管轄については、民事訴訟法４条に原則的なルールが定められているほか、同法５条に特別の管轄原因が定められている。したがって、ＹとＺのそれぞれに対する請求との関係で、同法４条と同法５条各号（特に１２号）所定の管轄原因が、京都地方裁判所が管轄する京都府内に存在するかどうかが検討されなければならない。また、併合請求の管轄について定める同法７条の適用の可否も検討対象になり得る。他方、事物管轄については、訴額（同法８条、９条）が１４０万円（裁判所法３３条１項１号参照）を上回ることを明らかにする情報がない中で、民事訴訟法１６条２項の適用などが検討されるべきである。

小問２は、和解調書に既判力を認める見解による場合に、和解調書の記載がどのような後訴にどのような作用を及ぼすかを問う問題である。そこで、確定判決の既判力に関する基本知識を応用する力が問われている。和解調書の条項としては、「①Ｙは建物の所有権がＸにあることを承認する」に焦点が当てられる。まず、Ｙに対する請求との関係では、①の条項が定める内容が先決的法律関係に該当するかどうかが検討されなければならない。また、Ｚに対する請求との関係では、①の条項が定める内容が先決的法律関係に該当するかどうかに加えて、口頭弁論終結後の承継人に対する既判力の拡張を定める同法１１４条１項３号の類推適用の可否を検討することが求められる。